

<計画全体像の振り返り>

■事務局説明（計画の概要）

<パブリックコメント及び関係機関等からのご意見に対する県の考え方>

<支援計画の最終案についての意見交換>

■事務局説明

（ご意見に対する県の考え方）

（計画最終案）

■委員

KPIについて、「市町村の女性相談支援員を配置している市町村数」として「5市町村」、「市町村における困難な問題を抱える女性の相談窓口設置数」として「全市町村」となっているが、両者の違いについてイメージしづらい。相談窓口とは、女性相談支援員に限らず、相談を受ける担当課がある状態のことか。

また、担当課の職員には、DVやジェンダーに関する研修が必要であると思うが、KPIにおける「相談支援担当職員等の研修受講者数」の目標値の中に、担当者職員も対象者として含まれるか。

■事務局

それぞれの地域で身近にいる女性の方のための相談「窓口」を掲げていただきたいという趣旨。各市町村で相談を受けている窓口は既にあると思うので、それを「窓口」として位置づけていただき、周知して欲しい。

一方で、女性相談支援員の目標値を「5市町村」に設定した理由は、まずは福祉保健所が所管する5つのブロックごとに1市町村は配置していただきたいという意図。そうすることで、周辺の市町村にも波及効果として広がっていくことを期待している。

研修の受講者については、女性相談の担当者も目標値の数字に含める。

■委員

KPIについては理解できた。ただ、法の趣旨からすると、相談窓口の設置はあくまでも経過的な措置であり、最終的には、努力義務ではあるが、全市町村に女性相談支援員が配置されることが望ましい。

県においては、市町村の相談窓口の職員の資質の向上を継続的に支援し、女性相談支援員の配置に結びつけるような働きかけをお願いしたい。

■委員

計画5 ページの関係機関において、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」が記載されているが、本県においては「こうち被害者支援センター」が活発に活動しており、性犯罪だけでなく、DV被害者への支援も実施しているため、表現を工夫してみてもどうか。

12 ページに「(4) 市町村・民間団体の状況」とあるが、「体制の現状」など、記載の変更を検討してはどうか。

■事務局

検討させていただく。

■委員

DVについては、男女ともに被害に遭うことや、加害者になることがあるため、そうした点からも、加害者プログラム実施は引き続き検討して欲しい。

■事務局

男性の被害者からの相談件数は増加しており、女性相談支援センターにおける男性の相談件数は令和3年度で9人、令和4年度は7人、令和5年度2月時点で18人である。

■委員

相談内容としてはどのようなものか。

■事務局

自身の受けている行為がDVではないかという内容の相談が多く、その中には実際に重大な事案も含まれており、警察と連携し、支援につなげたケースもあった。

■委員

計画17 ページの「第2章 具体的な支援施策」における「1. 男女共同参画の県民意識の醸成」の中で、(4) に具体的な取組として「性と生殖に関する健康と権利についての教育・啓発」を記載されていることは、被害者にも加害者にもならない仕組みづくりの上で非常に重要なことと思う。

また、性を人格から切り離したものではなく、人権の一部として認める「包括的性教育」についても、非常に大切なことであるが、まだまだ言葉自体が認知されていない。計画の中に記載はないが、「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルスアンドライツ)」のように、計画に記載されることで、そうした言葉が自然に使われるような社会になってい

くうえでの一歩になると感じた。

■委員

女性相談支援員について、他県では、各窓口に相談員を配置するのではなく、曜日ごとに専門の相談員が各窓口を巡っていくといった運用をしているところがある。各窓口に女性相談支援員を配置することが難しいのであれば、そうした運用も考えてみてはどうか。

■委員

母親が暴力を受けているケースにおいて、夫からだけでなく、子どもから暴力を受けている場合もあるなど、多種多様である。本計画の期間は2年間であるが、多岐にわたっての内容が記載できていると感じた。

■事務局

子どもからの暴力については、女性相談支援センターにおいても、年金の受給月に生じる子どもからの暴力等が理由で一時的に保護した事例などが実際にある。児童虐待とDVが併存しているケースについては、児童相談所と連携して支援している。

■委員

加害者プログラムの実施について、今後も検討していくことは非常に重要。計画18ページの「1. 男女共同参画の県民意識の醸成」の取組として「配偶者暴力加害者プログラムに関する情報の収集と対応」、「DV加害者や被害者等の悩み相談、心の相談の実施」が挙げられているが、加害者への対応は被害者支援にもなるため、現在の普及啓発の項目だけでなく、支援や相談、調査研究に関する項目にも記載して良いのではと感じた。

■委員

「DV加害者や被害者等の悩み相談、心の相談の実施」の内容としては、相談を受け、その内容から課題を抽出し、啓発につなげるというもの。加害者の立場からの相談を受けることもある。そうした中で、加害者プログラムについても情報を収集しながら啓発につなげるという趣旨から、普及啓発の項目に記載していることと思う。

そこから先の、実際の支援については、2か年の計画の中では難しく、見直しの段階において、宿題になる部分だと思う。

■委員

被害者の身を守るためにも、加害者に対する対応の仕方については、相談を受ける方にしっかり学んで欲しい。

■事務局

女性相談支援センターにおいては、加害者対応について、国の規定で、職員や支援者の安全を損なう危険性があるため、接触や情報収集はできないこととなっている。しかしながら、加害者対応を直接しないまでも、市町村等と連携して本人が被害に遭わないよう支援しているところである。